

○ 第13回徳島県規制改革会議での委員・一般の方からの提案について(行政手続きの簡素化)

No.	項目	提案内容(骨子)	所管	運用の現状
1	行政手続きの簡素化及び電子化の推進	<p>行政の効率化・手続きの簡素化について2次提言においても提言してきた。</p> <p>Withコロナ社会の構築及び行政手続きのコスト削減という面から書式・書類の統一や押印の省略など手続きの簡素化が求められている。また、決裁の電子化や行政手続きの簡素化など更なる推進を図るべきではないか。</p>	経営戦略部	<p>これまで、「総務事務、会計事務へのシステム導入」、「電子申請・届出システムの推進」など、行政手続の「デジタル化」「オンライン化」に率先して取り組むとともに、2次提言を受け、許可可や補助金事務等を対象に、手続きの簡素化、見直しを行う「行政手続コスト削減」の取組も行ってきた。</p> <p>今般、国の「デジタル庁創設」や「行政デジタル化に向けた押印見直し」といった動きを受け、「徳島県デジタル社会推進本部」を設置したところであり、行政手続の「デジタル化」「オンライン化」を進める上で支障となる行政手続の各種制度の見直しを行っている。</p>
2	保健福祉分野での行政手続きの簡素化及び電子化の推進について	<p>施設の利用計画策定時に事業所が署名、押印等を保護者に求める必要があり利用者、施設側双方に負担がある。手続きの簡素化を進めた方が利用者、施設側双方の負担軽減になり、より利用者のケアに時間を割く事ができる。</p> <p>介護制度において、施設側が入所者やサービスを受ける側と利用計画であるケアプラン作成時に押印や署名という作業が実施されている。利用者家族に確認してもらい署名捺印をもらおうと言う煩雑な作業が発生しており押印省略や署名電子化を推進すべきではないか。</p> <p>また、書類の保管・管理に手間、コストがかかっており電子化を進めることはできないか。</p>	保健福祉部	<p>障がい福祉サービスの利用にあたっては、サービス等利用計画、個別支援計画、重要事項説明書など、事業者が利用者等に説明し、利用者・家族から同意を得る際には署名・押印が必要となっており、利用者・事業者双方に負担となっている。また、署名・押印のために職員が利用者宅を回らざるを得ないケースもあり、さらに事業者の負担となっている。</p> <p>・居宅サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならないため、署名・押印が求められている。</p> <p>・施設サービス計画の原案の内容については、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならないため、様式中に同意したことが分かるように同意年月日及び署名押印を求めている。</p> <p>・申請や届出において、国が様式例を定めて押印を求め、様式の標準化を進めていることから、本県においても様式例に沿ったものとなっており、押印を求めている。</p> <p>また、介護保険事業者等として、法人経営、施設運営に係る関係書類の保存年限等が決まっている。</p>
3	行政手続きにおける押印の省略について	<p>法人が行政に対して手続きを行う際に、押印が必要な場合は社印使用に際して申請手続きが必要な場合がある。コロナ禍における業務の効率化を図りたいと考えている。</p>		NO1と同様
4	行政事務の効率化	<p>プレスリリースや会議において紙資料が多いと感じている。行政事務の効率化の一環として、ペーパーレス化に取り組んではどうか。紙媒体で提供された場合、整理も大変。電子化・データ化に取り組んでいただきたい。</p>	経営戦略部	<p>県の開催する会議においては、ペーパーレス会議を導入し、紙資料の削減に努めている。</p> <p>プレスリリースにおいては、参考資料はじめ必要な資料について紙媒体で提供している。</p>
5	小中学校の転校手続きの電子化について(デュアルスクール手続きの電子化)	<p>「デュアルスクール」において、送り出す学校、受け入れる学校双方での書類のやりとりが煩雑であると聞いている。この手続きを電子化することで簡素化・迅速化が図られリモートワークやワーケーションなど保護者の流動化にも寄与するのではないか。</p>	教育委員会	<p>学校間での書類の手続きは紙ベースで行っており、電子化することは、現行の区域外就学制度を活用した「デュアルスクール」だけでなく、校務事務全体の簡素化・迅速化が図られることとなるため、教員の勤務負担軽減には寄与するものと考えられる。</p>

○ 第13回徳島県規制改革会議での委員・一般の方からの提案について(テレワーク、働き方)

No.	項目	提案内容(骨子)	所管	運用の現状
6	テレワーク推進の上での環境の向上	非接触・分散型社会を実現する上でテレワークが重要なツールとなる。県内の企業のほぼ9割が中小零細企業でテレワーク対応が難しい部分がある。しかし、新生活様式を実践する上でテレワークの推進は重要であり、課題となる通信など、環境の向上、意識の醸成も必要である。	商工労働観光部	県内のテレワークの普及を促進するため、テレワークセンター徳島を拠点として、BCP(事業継続計画)対策の観点も含めた企業に対する導入支援及び出前講座等を行うとともに、年齢・性別問わず、障がいのある方等も受講可能なテレワーカー養成講座等を実施している。
7	労働雇用に関するモデルケースの推進	Web会議による企業説明会を今年度、試験的に県等の協力を得ながら所属団体で実施中。他県では既にWeb会議を活用した企業説明会を実施している事例もあり、中小企業がリソースをかけずに企業の魅力を発信できる方法があれば県内への若者の定着が期待できると考えている。モデルケースとしての推進等、検討いただきたい。	商工労働観光部	県外在住の大学生や離職者等の県内企業への就職を支援するため、Webを活用した企業説明会、就職面接会を実施している。(今年度3回開催予定)
8	インターネット環境の整備について	インターネット接続において制限があり、接続することが出来なかった。「シームレス民泊」取組推進上、インターネット環境は不可欠であり環境整備をお願いしたい。	政策創造部	一部地域において、光回線による通信環境が利用できないのご意見があり、事業者を確認を行ったところ安定した通信環境を確保するため制限を設けている場合がある事が判明した。光ファイバ網は、デジタル社会を支える上で重要な基盤であり、県・全国知事会において国に対して支援を提言したところ。
9	デジタル化社会での情報弱者へのサポートについて	ICTやデジタル化を進めることが重要だと考えている。ただ、情報化が進む中で高齢者等の情報が得られない情報弱者のサポートが必要になってくる。情報弱者をサポートする方法も平行して考えて欲しい。 また、県内各地にサポート要員を配置してサポートしてはどうか。	政策創造部	全ての人が豊かで安心できる暮らしを送るためには、デジタル技術が不可欠となっており、「徳島県立総合大学校(まなび一あ徳島)」において、パソコンやタブレットの活用方法やデジタル技術について学べる講座など、生涯学習やライフステージに応じた、学びの場の情報をワンストップで提供することで、子どもから高齢者までの県民一人ひとりが生涯にわたって学び続けられる環境づくりを推進しており、徳島県シルバー大学校・同大学院においても「Web講座」が行われている。 また、ウェブアクセシビリティの確保と利便性向上に取り組み、誰もが県ホームページで提供される情報や機能を利用できる環境整備を推進している。

○ 第13回徳島県規制改革会議での委員・一般の方からの提案について(若者の社会参画、公共施設の有効活用、その他)

No.	項目	提案内容(骨子)	所管	運用の現状
10	若者の社会参画の更なる推進に向けた審議会等への若者の登用、人材育成について	若者の社会参画について以前の提言でも推進について提言したところ。積極的に意見が言える人材の育成に向けて若者の育成、登用に向けて推進を図る必要があるのではないか。	経営戦略部 未来創生文化部	<p>附属機関の委員の任免に当たっては、10代をはじめとする若年層の登用を推進するよう周知するとともに各部局が若年者委員を選考する際に、若年者の人材情報である「徳島県若年者人材リスト」を活用できるよう若年者委員が少ない部局に対して若年者人材リストの活用について案内しており、若年者委員の登用推進に努めている。</p> <p>また、若者自らが、課題解決に向け行動するために必要となる知識や能力を習得させるための講座等を実施し、人材育成に取り組んでまいる。</p>
11	幼稚園、小学校等の公共施設の住民への解放	少子化の影響もあり、幼稚園や小学校など学校施設の空き施設が生じている。地域住民に開放して欲しいと思ってもなかなか利用させてもらえない。地域住民に対して利用を認めてもらえれば施設の有効活用を図ることができるのではないか。	教育委員会	<p>県立学校における学校施設の使用許可については基本的には各学校の判断に任せている(使用期間が一年を超える場合又は異例の場合は教育長の判断が必要)。なお、市町村立学校においては、各市町村教育委員会における対応となる。</p>
12	学校の余裕施設の活用について	廃校や余裕教室の活用策としてワーケーションやテレワークの希望者へ活用可能とすることで施設の有効活用に加え教育現場と民間の交流の場としてはどうか。	教育委員会	<p>県立学校における廃校の使用許可については教育委員会施設整備課が所管し、廃校していない学校施設の使用許可については基本的には各学校の判断に任せている(使用期間が一年を超える場合又は異例の場合は教育長の判断が必要)。なお、市町村立学校においては、各市町村教育委員会における対応となる。</p>
13	無線通信を活用して実証試験等を実施する際の届出	LPWA等の無線通信を活用して災害時の住民位置情報を把握する実証に関する取組を実施しておりサービスを提供する区域の規模に応じて届出または登録が必要となる。 区域の規模による届出・登録をする制度では、実証の横展開・事業化の支障となっている。	政策創造部	<p>県内においてLPWA通信網を活用して南海トラフ地震を想定した減災システムの実証が積極的に行われている。取組の実装に向けて検討する上で、実施する地域の拡大等を図る場合には、法律で規模に応じて届出や登録が必要とされている。</p> <p>また、より多くの情報を送信するための出力を上げる場合、免許等の取得が必要である。</p>
14	特定小電力無線局の技術基準の見直し	災害時の住民安全確保に向けたLPWAを活用した実証試験において集落間を結んで実証する場合、特定小電力無線局の制限内の出力では通信が途絶える場合がある。特定小電力無線局の免許不要の範囲の出力、距離、情報量に関する基準を緩和することで農地、山岳地域などのキャリアサービスが行き届かない地域でもIoT機器の活用が多くの分野で進む。		